

平成 3 0 年度製作
消防連絡車仕様書

富士山南東消防本部

第1 総則

1 目的

この仕様書は、平成30年度に富士山南東消防本部（以下「本部」という。）が製作する消防連絡車（以下「車両」という。）の艤装、その他関係事項について定める。

2 概要

- (1) 車両は、災害現場及び火災予防の広報活動等に対応することが主用途である。
- (2) 車両の製作は、本仕様書及び製作承認図等（契約後受注者にて製作すること）による。
- (3) 受注者は、契約にあたりこの仕様書を了承し、不審な点については、本部に質問し十分に熟知した上で契約すること。契約後の疑義の全て、本部の解釈に従うものとする。
- (4) 受注者は、契約後仕様書詳細について本部と必ず打合せを行い、製作承認図等を本部に提出し、承認を得て製作に着手すること。
- (5) 受注者は、契約後製作にあたりこの仕様書に疑義が生じた場合は、本部に連絡のうえ、承認または指示を受けること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項で車両の製作上、当然必要な施行については本部の指示に従い受注者負担を持って行うものとする。
- (7) 受注者は、製作にあたりこの仕様書を変更する必要がある場合には、本部と打合せの上、変更承認図を提出し、承認を得ること。
- (8) 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。
- (9) 車両のシャシ、材料、艤装品、取付品、付属品及び取付装置は、全て新規製品とし、十分な強度及び安定度を有し、耐久性に優れたものであること。
- (10) 受注者は、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合にはその責任を負うこと。
- (11) 受注者は、本部立会いのもとで、以下の検査を受けること。

ア 艤装中間検査

受注者は艤装組立が完了した時、発注者による中間検査を受けるものとする。また、検査を受ける予定日の14日前までには検査日時及び場所等を記入した検査依頼書を提出し、承認を受けること。なお、中間検査時の指摘事項及び確認事項等は全て記録し、発注者に文書にて報告することとし、指摘事項に対し双方の解釈の相違がないようにすること。尚、検査時の写真を納入時に提出すること。

イ 完成検査

納車時に以下の完成検査を実施し、発注者が不適合と認めた箇所等については、直ちに修復改善の上、再検査を受けるものとする。

- ① 外観検査
- ② 取付品、付属品及び取付装置操作
- ③ 艤装完成検査（作動試験）
- ④ 走行試験

ウ 納入検収

本仕様書及び承認図に基づき、総合的な検査を実施する。また、上記の検査結果で設計製作上、故障や性能低下及び不良品等が発生した場合は、早急に対策を講じること。

- (12) 受注者、シャシメーカー及び艤装メーカー等は、常に連絡を密にし、艤装中及び完成

後に支障のないようにすること。

(13) 保証期間は納入後1年間とし、保証期間後1年以内に発生した本部の責任と認めない設計、資材、艤装等の不備による不具合が生じたときの修理は、受注者の責任において無償修理等を行うものとする。

(14) 登録諸費用等

完成車の登録手続、車検回送及び納車完了までの費用、資機材を含むその他の登録、申請費用は本仕様に含むものとし、自動車損害賠償保険、自動車重量税及びリサイクル手数料は除くものとする。

(15) 緊急自動車指定申請の手続きは全て受注者が行うとともに、その費用は受注者が負担すること。また、緊急自動車指定書返納の手続きも同様とする。

(16) 無償点検整備

納車後6ヶ月の車両法定点検整備は、受注者が無償で行うこと。また、エンジンオイル及びオイルエレメント交換を無償で実施すること。

(17) 技術指導

受注者は安全操作技能講習及び点検整備講習を本部職員に対し無償で技術指導を行うこと。詳細については別途協議すること。

(18) 処分車両

ア 旧車両の抹消登録完了後、速やかに当該抹消登録証明書を本部に提出すること。併せて、自動車損害賠償責任保険料の解約返戻金及び自動車重量税の還付金を本部へ返戻するよう速やかに手続きすること。その際の廃車手続き及び処分費用は、本仕様を含むものとする。

イ 車体に表示のある名称等を消去し、引き渡し後において当本部に一切の迷惑を及ぼすことのないよう処理すること。名称等消去後は、当該箇所の写真撮影のうえ本部に提出すること。

(19) 購入台数及び納期等

ア 購入台数 1台

イ 納入期限 平成31年3月15日

ウ 納入先 静岡県裾野市石脇515番地 富士山南東消防本部 裾野消防署

第2 提出書類

1 受注者は、契約後次に掲げる書類を3部本部へ提出し承認を受けること。

- (1) 製作工程表
- (2) シャシ型式及び諸元一覧表
- (3) 製作承認図（艤装3面図）
- (4) 特殊装備部分の電気配線図
- (5) その他本部が必要と認めたもの

2 緊急自動車指定申請に伴う図書

(1) 完成車納入の30日前までに次の書類を2部提出すること。

ア 改造自動車等届出書

イ 改造自動車等審査結果通知書

- ウ 譲渡証明書
- エ 完成車両4面写真
- (2) 受注者は、納入時に次の書類を2部提出すること。
 - ア 完成図
 - イ 電装機器配置図
 - ウ 工程写真
 - エ 外観5面カラー写真（前後、左右側面、上部）
 - オ 車両取扱説明書
 - キ 緊急自動車指定書の写し
 - ク 自動車検査証の写し
 - ケ リサイクル券の写し
 - コ 車庫証明の写し
 - サ 自動車損害賠償責任保険証明証の写し
 - シ その他本部が指示するもの

第3 車両概要

車両の主要諸元は、次のとおりとする。

1 車両緒元

- (1) 排気量 660 cc以下
- (2) 駆動方式 フルタイム4WD
- (3) トランスミッション オートマチック
- (4) 乗車人員 4名
- (5) 使用燃料 無鉛レギュラーガソリン
- (6) その他 他の主要諸元は、シャシ固有諸元とする。

第4 艀装等

1 車両装備

- (1) 別表1に掲げる、艀装装備品が装備されていること。
- (2) その他、メーカー公表の標準品は装備すること。
- (3) 各艀装機器のスイッチの位置は本部と協議して決めること。
- (4) オルタネータ及びバッテリーは装備品の仕様に対して十分な容量を確保すること。
- (5) 車両本体を貫通する艀装及び取り付ける部品については、完全に防水処理をすること。

2 艀装、取付品及び取付装置

- (1) 車両前面中央に消防章を取り付けること。
- (2) ルーフ前方中央部に赤色警光灯を取り付けること。
- (3) 車両前部に赤色点滅灯2個を取り付けること
- (4) 電子サイレンアンプ(警鐘の擬似音を発することができ、かつ、拡声装置としても使用できるものであること。専用マイク付き。)を設置すること。取り付け位置等は別途協議とする。

- (5) 自動車用消火器を本部の指定する位置に取り付けること。
- (6) 消防用携帯無線機充電器（NEC N32-05102、支給品）を取り付けること。取り付け位置等は別途協議とする。

3 付属品

付属品は別表2のとおりとする。

4 塗装及び記入文字

- (1) 本車両の外観塗装全般（ホイール部分を除く）は、消防色（朱色、マンセル値7.5 R4 / 14 近似色）とすること。
- (2) 再帰性反射材カッティングシールによる赤色ライン（幅50mm）を左右側面及び後方に横一線の帯状に貼付けること。
- (3) 本車両の記入文字等は下表のとおりとする。

記入する文字	記入する場所	文字色	書体
富士山南東消防本部 Mt.Fuji Southeast F.D. 裾野73	前方両ドア	白色（黒枠） 英字：（赤字）白帯	丸ゴシック 英字：Haettenschweiler
富士山南東消防本部 Mt.Fuji Southeast FIRE DEPARTMENT	後部ハッチ	白色（黒枠） 英字：（赤字）白帯	丸ゴシック 英字：Haettenschweiler
連絡車	後部右下部	白色（黒枠）	丸ゴシック
裾野署	標識灯	黒色	丸ゴシック

※ 別図参照

※ 後部を除き再帰性に富んだ反射材を用いること。

第6 その他

- 1 本部が指示した事項は、この仕様書の追補とする。
- 2 契約締結後、本仕様書に記載の付属品等に新製品等が発表され、変更を余儀なくされる場合は本部と協議し承認を得ること。

別表

1 車両

No.	品名	数量	内容
1	シャシ	1台	スズキ ワゴンR 4WD AT WFZP-A 赤色

2 艀装、取付品及び取付装置

No.	品名	数量	内容
1	消防章	1式	100mm 台座付
2	散光式赤色警光灯	1式	ウィレン FVMH4 取付金具を含む
3	赤色点滅灯	2個	ウィレン LIN3BR
4	サイレンアンプ	1式	大阪サイレン TSK-D251
5	自動車用消火器	1本	4型 取付金具を含む

3 付属品

No.	品名	数量	内容
1	AC電源	1式	純正品
2	フロアマット	1式	純正品 全席 トレータイプ
3	ラゲッジマット	1式	純正品 バンパーカバー付
4	サイドバイザー	1式	純正品 左右前後ドア